

先般配布をしました『地方公務員のための退職等年金給付一問一答』に誤りがございましたので、以下のとおり訂正のご連絡を申し上げます。尚、次号の「共済広報」においても、同様に掲載をさせていただく予定となっております。

正誤表

株式会社 社会保険出版社

弊社発行の『地方公務員のための退職等年金給付一問一答』において、次の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げます、ここに訂正いたします。

〔該当箇所〕 28 頁 経過的職域加算額（障害共済年金）の（注）（3）

【誤】 算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月（事後重症の場合は請求日の属する月）までとなります。

【正】 算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月までとなります。